

2 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所は、農地・人家・建造物等に被害を及ぼすおそれのある地域が5ha以上の土地であり、中央構造線南帯の三波川変成帯、御荷鉾構造線南帯の秩父古成帯に多く分布している。

なお、所管別に見ると国土交通省 506箇所、林野庁61箇所、農林水産省構造改善局 573箇所、計 1,140箇所となっている。

3 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は、がけの傾斜角が 30° 以上かつ高さが5m以上の土地で保全人家戸数が5戸以上であり、県内には2,698箇所、全国第11位にランクされている。県内では南予地方が54%と全県の半数以上を占めている。

4 土石流危険渓流

土石流危険渓流は、土石流発生のおそれのある渓流の勾配が 3° 以上でその被害想定区域に人家戸数が5戸以上あるものを指し、県内には2,994渓流、全国第4位にランクされている。県内では南予地方が53%と全県の半数以上を占めている。

11-1-4 活断層

活断層とは、第四紀(約200万年前から現在)中に活動した証拠が認められ、将来も活動する可能性のある断層を指し、本県では活断層であることが確実なもの(確実度I)は、中央構造線に沿って数本が確認されている。東から順に池田断層、石鎚断層、その北側の畑野断層、岡村断層、川上断層、伊予断層であり、いずれも右横ずれ変位の卓越する断層であるとされている。

本県は比較的活断層が少ない方であり30本に満たない。しかし、本県を取り囲むように、北は広島県を中心とした中国地方の陸域、東は淡路島・神戸・大阪・和歌山へかけて、南は四国沖沿いを北東～南西方向に、西は別府湾から天草灘へ九州を横切り、大きな活断層が走っている。これらの活断層によっても地震が引き起こされ、大きな被害をもたらされている。

11-1-5 特異な地形・地質等

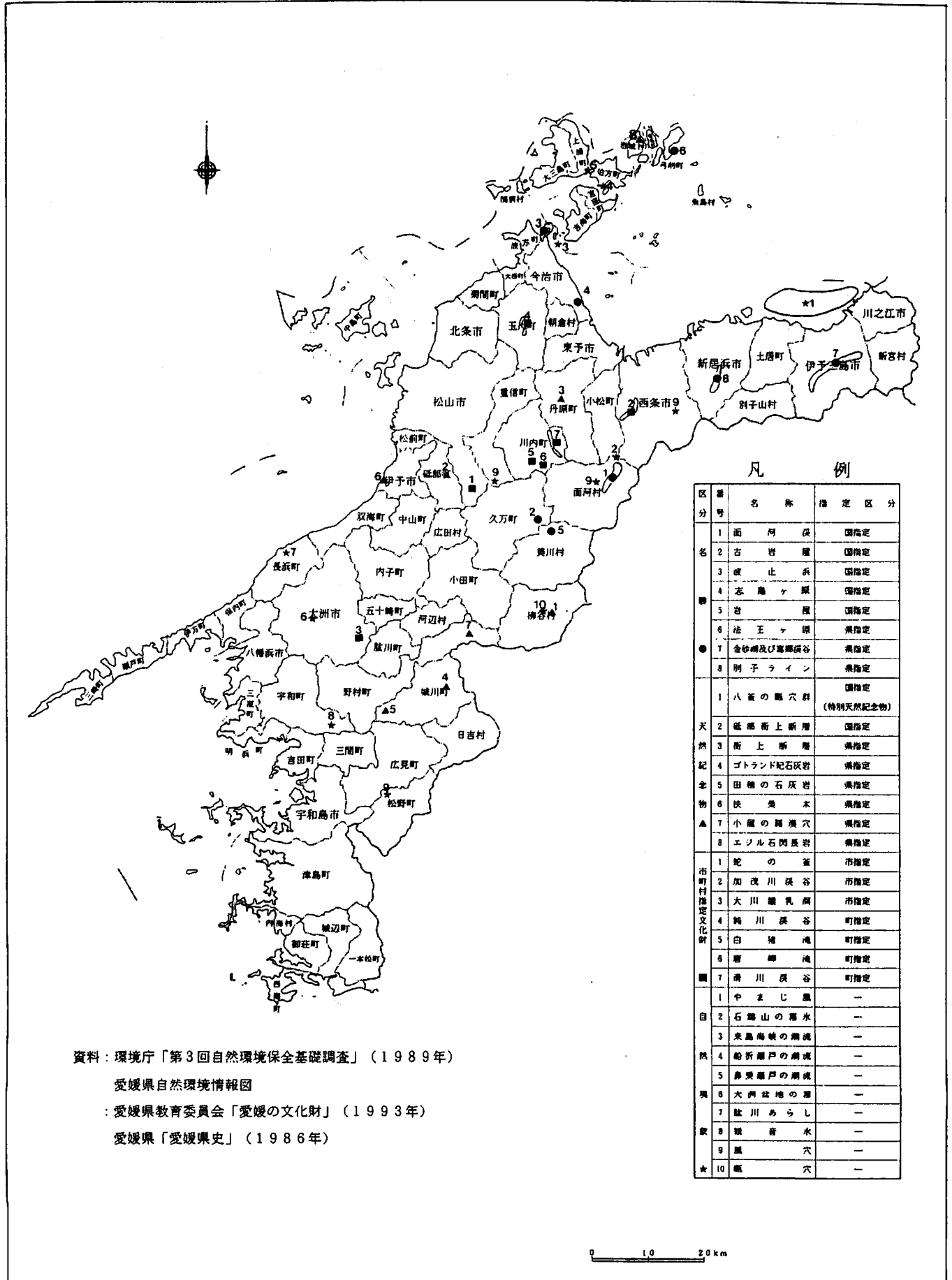
本県では、名勝には国指定が4ヶ所、県指定が3ヶ所あり、うち5ヶ所が石鎚山脈周辺に見られる面河溪等の山地景観がある。また、天然記念物には国指定の特別天然記念物である八釜の甕穴群を含む8ヶ所が指定されており、柳谷村から城川町にかけて4ヶ所が集中している。

市町村による指定文化財は7ヶ所あり、西条市から松山市南部にかけて中央構造線に沿うように5ヶ所が集中して見られる。

一方、自然現象は県下に広く分布しており、潮流が来島海峡周辺に3ヶ所、肱川あらし等の気象現象が4ヶ所あり、また、風穴は西条市から重信町にかけて3ヶ所と松野町に1ヶ所見られる。

これらの特異な地形及び地質に係る名勝・天然記念物・自然現象等は、景観資源として重要なだけでなく、学術的にも貴重なものであり、これらを保全するとともに、観光資源として活用することも重要である。

図11-2 特異な地形・地質に係る名勝・天然記念物及び自然現象



凡 例

区分	番号	名称	指定区分	
名勝	1	面河渓	国指定	
	2	古岩屋	国指定	
	3	波止浜	国指定	
	4	志島ヶ原	国指定	
	5	岩屋	国指定	
	6	法王ヶ原	県指定	
	7	金砂岬及び富郷渓谷	県指定	
	8	別子ライン	県指定	
	天然記念物	1	八雲の龜穴群	国指定 (特別天然記念物)
		2	砥部衝上新層	国指定
3		衝上新層	県指定	
4		ゴランド紀石灰岩	県指定	
5		田嶋の石灰岩	県指定	
6		狭曇本	県指定	
7		小籠の罫漢穴	県指定	
8		エジロ石閃長岩	県指定	
市町村指定文化財	1	蛇の釜	市指定	
	2	加茂川渓谷	市指定	
	3	大川鱈乳洞	市指定	
	4	鈍川渓谷	町指定	
	5	白猪滝	町指定	
	6	磨師滝	町指定	
	7	清川渓谷	町指定	
自然現象	1	やまじ嵐	—	
	2	石鎚山の霧水	—	
	3	米島海峡の潮流	—	
	4	船折瀬戸の潮流	—	
	5	鼻栗瀬戸の潮流	—	
	6	大洲盆地の霧	—	
	7	駄川あらし	—	
	8	城音水	—	
	9	風穴	—	
	10	龜穴	—	

資料：環境庁「第3回自然環境保全基礎調査」（1989年）

愛媛県自然環境情報図

：愛媛県教育委員会「愛媛の文化財」（1993年）

愛媛県「愛媛県史」（1986年）

0 10 20 km